



輸出者・通関業者の皆様へ

令和8年7月

関税局・税関

金の輸出時における審査・検査の厳格化にご協力ください (NACCSへのコードの入力は令和8年8月1日より実施)

- 近年、金の輸出量は増加している一方で、輸入量や国内生産量には大きな変動がないことから、金の密輸入が継続していると考えられます。
- こういった状況を踏まえ、金の輸出時における審査・検査の厳格化の観点から、シリアル番号等のある金(※)の輸出時には、シリアル番号等が記載された通関関係書類の提出を求めるとしました。
※シリアル番号等のある金とは、製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。
- 検査の厳格化により、当該書類と現物との対査確認を実施することがありますので、ご協力をお願いします。
- 輸出者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

輸出者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸出貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸出貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

通関業者の皆様へ

- 輸出者に対して、輸出貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸出統計品目番号を決定して下さい。
- 輸出貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸出者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。
※ NACCSで輸出申告する際には、「輸出承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸出承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。
※ 輸出申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸出の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出してください。

(参考) 輸出統計品目表

71.08		金（白金をめつきた金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		－ マネタリーゴールド以外のもの
7108.12		－ － その他の形状のもの（加工してないものに限る。）
	100	－ － － 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	900	－ － － その他のもの



税関
Japan Customs

金の輸出時における通関関係書類の提出に関する詳細はこちら
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20260313.html>

